

1. 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導してください。

2. 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。また、健康管理を徹底して行い、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するようお願いします。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする目安は以下の通りです。

- ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

県は県民からの連絡を受け付ける電話相談窓口（コールセンター098-866-2129）を設置しています。20 日午前 8 時半から利用でき、平日・休日問わず 24 時間対応しています。

新型肺炎感染疑いのある患者の相談先

北部保健所	0980-52-5219	中部保健所	098-938-9701
南部保健所	098-889-6591	宮古保健所	0980-73-5074
八重山保健所	0980-82-4891	那覇市保健所	098-853-7971
県地域保健課	098-866-2215	厚生労働省	(0120)565653